



茨城県におけるナシ病害虫防除例作成の考え方

茨城県農業総合センター園芸研究所 おがわら たか し 小河原 孝 司

はじめに

令和3年度における茨城県内でのニホンナシ（以下、ナシとする）の結果樹面積は894 ha、収穫量は19,100 tであり、いずれも千葉県に次いで全国第2位となっている（農林水産省大臣官房統計部，2022）。本県のナシ生産は、主要品種が赤ナシ系の‘幸水’、‘豊水’、‘新高’で、果実に袋かけを行わない無袋栽培が主体であり、栽培中に黒星病、輪紋病、シンクイムシ類、ハダニ類等の多くの病害虫が発生し、問題となる。現在、これらの病害虫の被害を軽減し、安定したナシ生産を行うための防除事例として、「茨城県赤ナシ無袋栽培病害虫参考防除例」（以下、防除例とする）を作成し、生産現場で活用されている。ここでは、本県における防除例作成の歴史や考え方を述べてみたい。

I ナシ病害虫防除例誕生の歴史

本県では、1964年にはじめて県内のナシ産地に大型の防除機械であるスピード・スプレーヤ（以下、S・Sとする）が導入された。当時のS・Sはタンク容量が500 lで、防除に使用する薬剤もボルドー液から新殺菌剤に移行していった。S・Sの導入により病害虫への関心も高くなり、発生する病害虫に対して、どのような時期にどのような薬剤を散布したらよいかを示す目安として防除暦の要望が強くなり、1965年1月に現在の防除例に近い病害虫発生防除暦が作成された。その後、農薬の適正使用に関する情報や環境に配慮した耕種的・物理的・生物的防除法を組み入れながら、現在の防除例に至っている。なお、本県では平成20年に「防除暦」という名称から「防除例」に変更している。これは、生産者が何も意識せずに、ただ暦に従って防除することを避け、防除の一事例として県内の標準的な防除法を示すことで、気象条件や病害虫の発生状況を意識しながら時に薬剤を削減したり、追加するなど、生産者自らが考えて

防除を行うための動機づけとして変更した経緯がある。

II 現在の防除例の考え方

1 作成上の基本方針

防除例を作成するにあたり、県庁担当課が防除例編成会議を毎年10月に開催し、各地域農業改良普及センター、研究所、農業革新支援専門員等から事前に提出された当年のナシ病害虫の発生概況や防除例に対する意見を会議の中で共有した後、病害虫防除所を中心に基本方針に基づいて防除例の原案が作成される。本県の防除例の作成における基本方針の一部を以下に示す。

- (1) 県内における平年の病害虫の発生や気象を前提に、ナシ生産農家が、高品質で安定した生産を確保するための防除の標準を示すものとする。
- (2) 防除例の内容は、県内で統一したものとし、現場の病害虫の発生実態に即した防除方法を踏まえつつ、耕種的・物理的・生物的防除法を積極的に取り入れて作成するものとする。
- (3) 防除例に記載する薬剤は、原則、県内の試験研究機関や現地等で防除効果が確認され、かつ、薬害の発生もなく、特にその効果が優れているものを優先的に採用する。
- (4) 農薬の誤使用が生じないように使用基準を明示する。
- (5) 農薬飛散防止の注意喚起を記載する。

2 対象病害虫

本県のナシ栽培で発生する病害は、黒星病、赤星病、輪紋病、炭疽病等であり、特に果実に直接的な被害を生じる黒星病と輪紋病が問題となる。また、虫害は、アブラムシ類（ワタアブラムシ、ナシアブラムシ、ユキヤナギアブラムシ等）、シンクイムシ類（ナシヒメシンクイ等）、ハダニ類（カンザワハダニ、ナミハダニ）、カイガラムシ類（クワコナカイガラムシ、マツモトコナカイガラムシ、ナシマルカイガラムシ）、カメムシ類（チャバネアオカメムシ、クサギカメムシ）等であり、特に収穫前に果実に食入して商品価値を失うシンクイムシ類、薬剤抵抗性の発達が著しいハダニ類、防除適期が狭く、効

The Concept of Constructing Case Information for the Pest Control of Japanese Pear in Ibaraki Prefecture. By Takashi OGAWARA
(キーワード：茨城県、ナシ、病害虫、防除、防除例)